

平成28年 6月 定例会（第2回）会議録（抜粋）

◆15番（真船和子君） 皆様、おはようございます。公明党を代表いたしまして、通告順に従い一般質問をいたします。

初めに、財政運営について。

平成28年度より効率的な行政運営を見据えた機構改革が宮本市長のもと実施をされました。その中で、財政部と企画政策部が一体となり、政策経営部が設置されたところでございます。この政策経営部は、今後、財政運営についてどのようなことを目指していられるのか、市長の見解をお伺いいたします。

2点目に、子育て支援についてお伺いいたします。

子どもが健やかに育つ習志野市の子育て環境の整備について、市長の見解を求めます。

3点目に、健康福祉施策について2点お伺いいたします。

1点目、母子保健活動事業について。

習志野市における母子健康包括支援センターの取り組みと産後ケア事業の導入についてお伺いいたします。

2点目、総合福祉センター再整備事業基本構想について。

障がい保健福祉施策については、障がいのある人の地域における自立した生活を支援する地域生活支援を主題に、住民に最も身近な市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が現在行われております。市長は、総合福祉センター再整備事業基本構想の目的に、今後30年を見据えた真に必要な施設機能を再構築すると述べられております。障がい者施策について、どのような視点を持って本基本構想を策定されたのか、市長の見解をお伺いいたします。

最後に、地域課題について2点お伺いいたします。

1点目、ハッピーバス「実籾本郷入口」バス停移設に伴う「新バス停設置」について。

2点目、都計道3・4・12号線の道路補修工事についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長（宮本泰介君） おはようございます。

本日から6日間の一般質問、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速、真船議員の一般質問にお答えいたします。全て私からの答弁です。

大きな1番、財政運営について、機構改革による政策経営部が今後、財政運営についてどのようなことを目指していくのかについてお答えをいたします。

平成28年4月1日の機構改革により新たに政策経営部を設置した目的は、少子超高齢社会への対応として政策と財源の一元化を図ることで、投資額に見合う行政効果、必要な政策への財政投資を高め、今まで以上に選択と集中を推進させ、自立的都市経営の確立を図ろうとするものであります。あわせて、行政運営における意思決定の迅速化を図ることによりまして、効率的な行政運営にも寄与するものであります。

現在の本市の財政状況として、歳入面においては、特に個人住民税における給与特別徴収及び固定資産税等の市税を中心に安定した財源が確保できる税収環境となっております。また、歳入全体に対する自主財源の割合は50%後半から60%台でありまして、良好な歳入構造であると

言えます。しかしながら、歳出面においては、他市に比べ幼稚園、保育所、高等学校など多くの公共施設を直営により運営してきていることから、人件費を含む施設運営に係る経費が相応の負担として発生しているところであります。

また、昨今の社会情勢によりまして扶助費などの経常的な経費も増加し続けており、結果として経常収支比率につきましては、平成26年度決算では94.4%と財政構造が硬直化している状況であります。この財政構造の硬直化によりまして、一時期に集中して建設した多くの公共施設における老朽化対策や、多様化する市民ニーズに対応するための事業の実施が困難となりますことから、経常収支比率の改善は必要不可欠であると認識しているところであります。

そのため、私は、これまで少子超高齢社会を迎える厳しい状況の中にあっても、市民の皆様にも最適なサービスが提供できるよう、経営改革プラン及び第一次経営改革大綱に基づき、財政構造の改善に向け着実に取り組んできたところであります。

支出の削減といたしましては、事務事業の見直しや施設の統廃合、民間活力の導入などを実施してまいりました。また、収入の確保といたしましては、公有資産の有効活用や収納率の向上対策などに取り組んできたところでございます。

今後の財政運営におきましても、第一次経営改革大綱に掲げた取り組みを着実に実行していきます。そして、選択と集中によりまして所期の目的を達成した事業、あるいは時代に合わない事業、横並びで行っている事業、市が単独で実施している既存事業の徹底した見直しを進めるとともに、行政効果を踏まえた上で、より必要な政策への財源投資を高めつつ、本市の持続可能な財政構造の構築を目指し取り組んでまいります。

続いて大きな2番目、子育て支援について、本市における子育て環境の整備についてお答えいたします。

本市は、昭和45年にまちづくりの基本理念である文教住宅都市憲章を制定し、これまでいつの時代においても、次代を担う子どもの健やかな成長を第一に子育て環境の整備に取り組んでおります。保育所・幼稚園の整備に加え、近年では地域の子育て支援の中核施設として認定こども園の整備を行うなど、子どもの教育・保育、子育て支援について、その取り組みはどれも他市に先行するものであり、次の時代へ新たな道を切り開いてきたと認識しております。

こうした中で、国は平成27年度、子ども・子育て支援新制度を施行するとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、さらには女性活躍推進法の施行など、今後の少子高齢化を見据え、一億総活躍社会の実現を目指し、合計特殊出生率1.8を目標に、結婚から育児までの切れ目のない支援や女性の社会進出及び地位の向上など、さまざまな方針を打ち出しました。

具体的な施策として、これまで以上の待機児童解消に向けての政策強化を遂行し、結婚、出産から子育てへの切れ目のない支援の強化を図るため、各自治体独自の取り組みに対しさまざまな財政措置等で支援を図っております。

本市では、一億総活躍社会実現のためにも待機児童対策に全力で取り組み、保育所の入所を希望する全ての方の行き先を確保することで、安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境の充実を図ってまいります。

本市の待機児童数の現状を申し上げますと、平成28年4月1日では70人、直近の5月1日では56人となっております。前年同月の44人を上回る結果となっております。また、保育所入所申込

者数における不承諾者数につきましては、5月1日現在160人となっております。待機児童の現状は非常に厳しい状況であります。本市は既に子ども・子育て支援事業計画を平成26年度に策定し、この計画に基づき着実に保育所等の誘致を進め、待機児童解消に向け取り組んでいるところであります。

計画では、平成30年度までに6カ所の民間認可保育所の誘致、2カ所の市立幼稚園に保育所機能を加えて幼保連携型認定こども園として私立化する取り組み、7カ所の小規模保育事業所の誘致、さらには認可外保育施設の認可化によりまして900人以上の保育の受け入れ拡大を図ります。この結果、平成30年度には待機児童の抜本的な解消が図れると予測しております。

次に、子育て環境の整備においてですが、重要と認識しているものは、出産から育児への切れ目のない子育て・子育て支援の拠点となる幼保連携型認定こども園の整備であります。

本市のこども園は、地域の子育て・子育て支援の拠点としてこどもセンターを併設し、子育てを総合的に支援する施設として中学校区に1カ所整備をしております。現在、こども園整備と既存市立幼稚園・保育所再編計画第2期計画に基づきまして、平成31年度に第二中学校区に(仮称)大久保こども園を開設するために設計に着手しているところであります。

今後は、未設置の第一中学校区、第五中学校区、第七中学校区へのこども園整備について、平成32年度以降の次期整備計画において公共施設再生計画との整合を図りつつ、一方では幼稚園児の減少傾向等、それぞれ施設の課題を踏まえた上で、現状に即した計画を策定してまいります。

次に、大きな3番目、健康福祉施策について、(1)母子保健活動事業についてお答えいたします。

さきの通常国会におきましては母子保健法が改正されまして、市町村は母性並びに乳幼児の健康の保持増進の施策において、新たに乳幼児に対する虐待の予防及び早期発見に留意すること、また母性並びに乳幼児に対する健康の保持増進に関する包括的な支援を行う母子健康包括支援センターを必要に応じて設置するよう努めることとされました。

本市では、母子健康手帳交付時から子育て期までの切れ目のない地区保健活動、いわゆる習志野版ネウボウを実践しております。虐待の予防及び早期発見に取り組んでおります。今後も、この取り組みを効果的に展開していくために、地域で子育て支援を担うさまざまな主体との連携やネットワークを構築し、個々のケースに寄り添った支援を行ってまいります。

次に、産後ケア事業の導入についてお答えいたします。

かねてから真船議員から御要望いただいております産後ケア事業は、出産後の心身の不調や育児不安などがあり、かつ家族等の支援者がいない母子を対象に、産科や助産所で助産師等による支援を行うものであります。本市におきましては、平成29年1月から本事業を開始する予定であり、現在、事業開始に向けて、先行事例や近隣市の取り組みを参考にしながら、委託先である産科、助産所との具体的な調整を進めているところであります。

続いて(2)、総合福祉センター再整備事業基本構想についてお答えいたします。

総合福祉センターは、本市秋津地区に地域ぐるみの福祉活動の拠点として、昭和55年に1期棟のあじさい療育支援センターを、昭和57年に2期棟としてさくらの家、いずみの家を、そして3期棟として昭和58年に花の実園を開設いたしました。御質問の総合福祉センター再整備事業基本構想につきましては、今後の福祉行政、市民ニーズ、社会経済情勢の変化に対応すること、並びに

既存施設の老朽化に対応するために、今後30年を見据えた真に必要な施設機能を再構築し、かつ民間活力の導入等による財政負担の軽減を見込んだ再整備を行うことを基本方針としてしているとあります。

障がい者施策への視点といたしましては、まず既存の1期棟のあじさい療育支援センターと、3期棟の花の実園につきましては、障害児通所支援事業所や障害福祉サービス事業所の機能を継続することといたしまして、さらなる充実を図るため、現在の建物は解体して新たに整備することといたしております。

次に、新たな機能といたしましては、障がいのある人が地域で自分らしく暮らしていくことが実現できる施設の一つであり、障がい者と、その御家族から強く要望がございます共同生活援助事業所及び短期入所事業所、いわゆる障がい者用グループホーム、ショートステイを整備いたします。このほか、再整備事業に当たりましては、本市の障がい福祉計画に位置づけております相談支援体制の充実や、市民ニーズを十分把握した上で検討してまいります。

続いて大きな4点目、地域課題について、(1)ハッピーバス「実籾本郷入口」バス停移設に伴う「新バス停」の設置についてお答えいたします。

ハッピーバスの大久保駅ルート、実籾本郷入口のバス停につきましては、公共交通空白地区でありました実籾地区にあります大日山町会など地域の公共交通のサービス向上を目的に、実証運行開始の時点から設置していただいております。この大日山町会というのは実籾高校のすぐ近くになりますけれども、しかしながら、本格運行に移行した後に、バス停前の土地活用によりまして、このバス停の移設を余儀なくされたことから、これまで御利用された方にとっては御不便を解消する必要が生じております。バス停が利用される方から遠くなってしまったという問題でございます。

そこで、昨年度、周辺の道路の状況を踏まえつつ、バス停の新設に向けて、運行事業者である京成バス株式会社及び習志野警察とも現地立ち会いを行い、課題などの整理を行いました。現在、道路の安全性の確保を図るべく道路設計を進めているところであり、今後、地元の方々の御理解をいただきながら、ハッピーバスの利便性の回復に努めてまいります。

最後になりますが、(2)都計道3・4・12号線の道路補修工事についてお答えいたします。

御質問の都市計画道路3・4・12号線は、東習志野6丁目の船橋市境から、イトーヨーカドー東習志野店北側を經由し、東習志野8丁目の八千代市境までの全長約2キロメートルの幹線道路であります。この路線は工場や大規模商業施設が多く立地する地区にありますことから、大型車両の交通量も多く、舗装の損傷やわだち掘れの生じやすい環境下でございます。このことから、平成20年度から22年度にかけて、沿道に住宅が多いイトーヨーカドー前の交差点から東習志野8丁目までの区間を対象に補修工事を実施した経過があります。しかし、補修した区間におきましても新たなひび割れが生じるようになり、近隣住民の方々から振動対策などを求める声もいただいておりますことから、本市といたしましても対応が急務であると認識しているところであります。

また、補修工事の未施工区間におきましては、損傷箇所の部分補修による暫定的な対応を実施したところですが、平成29年度以降、路線全体の損傷状況を把握しながら順次補修工事を実施してまいります。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◆15番(真船和子君) はい。それでは再質問に入らせていただきますが、順番を変えて再質問させていただきたいと思ひます。

初めに、地域課題について2点再質問をさせていただきます。

きょう、大日山町会の方もお見えになっていらっしゃるけれども、このバス停が移設になった間、本当に多くの方が、この新しいバス停まで歩くのに大変だという、移設されたバス停まで歩くのが大変だというように、たくさん不満の声をいただいてまいりました。今回、ようやくその新たなバス停の設置に向けて、今動いていただいているという市長の御答弁をいただきまして、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。この具体的なスケジュールについてお尋ねいたします。

◎都市環境部長(福島泉君) はい。今後のスケジュールにつきましてお答え申し上げたいと思ひます。

現在、新たなバス停の設置、あるいは道路改良工事を実施する前段の作業といたしまして、現地の測量と道路設計の作業を進めておりまして、来月を見込んでおりましたけれども、できますれば今月中に測量業者を決定させたいと、このように考えております。この作業をことしじゅう継続いたしまして、年明けから道路の改良工事に入りまして、年度末に完了すると、こういう予定を組んでおります。これらの作業と並行いたしまして、地元の町会、あるいは実籾高校、それからバス停を設置する箇所の近隣住民の方たちと調整を図りながら、運行事業者であります京成バスと協議を進め、来年度当初より、できますれば新たなバス停を御利用いただけるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。では、バス停の設置に向けて、地元の町会の皆様と、くれぐれも丁寧に対応していただきながら、事業を進めていただくことを要望させていただきます。ありがとうございます。

続きまして、地元の東習志野8丁目幹線道路の件でございますけれども、今、市長のほうから御答弁いただきましたとおり、大型商業施設、または事業所が多く点在する地域でございます。この産業道路と私たちは呼ばせていただいておりますが、今また新たに事業所が開発されまして、また多くの大型車が通行するようになる形になりました。住民が多く住んでいるところが東習志野8丁目地域でございますけれども、地震の後、東日本大震災の後、若干ひび割れ、陥没等がこの道路に見えるようになりまして、地域の方が、この振動で夜も眠れないというような状況の声を昨年来から聞いております。また、それによって理髪店を行っている方、この道路の振動によってはさみがうまく動かない。揺れてしまい、お客様に対してけがをさせるんじゃないかというような声も聞いてきました。なかなか、しかしながら、市内においては多くの制御しなくてはいけない状況もあったかと思ひますけれども、何としても地域も、3・3・1号を迂回した大型車がどんどん入ってくるような現状になりましたので、ここの道路整備はぜひ早急に進めていただきたいことを今回要望させていただいたところでございますけれども、この今後の具体的な補修工事の進め方についてお尋ねをいたします。

◎都市環境部長(福島泉君) はい。御質問の補修工事の進め方につきましてお答えを申し上げたいと思ひます。

都計道3・4・12号線の補修予定箇所につきましては、先ほどの市長の答弁にもございましたように、再度補修を要する区間と未実施の区間、このように分かれております。再度補修を要する区

間につきましては、余り長期に及ぶことなく単年度での施工を行ってまいりたいと、このように考えております。

それから、未施工の区間でございますけれども、実はこちらは本年度から下水道工事が実施されますので、そちらとの調整を図りながら進めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。本当に大変だとは思いますが、そのところも勘案していただきながら早急な対応を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

地域問題は終わりますが、次に財政運営について再質問をさせていただきたいと思っております。

財政運営について、先ほど政策経営部を設置した目的、目指すこととして市長から御答弁をいただいたわけでございますけれども、その中に、政策と財源の一元化を図ることにより、今以上に選択と集中を推進させ自立的都市経営の確立を図ること、また、行政運営における意思決定の迅速化を図り、効率的な行政運営にも寄与するものであるということで、ちょっと私、まとめさせていただきましてけれども、こういうことで政策経営部を設置したんであるというふうにお話しされたと思っております。

今後は生産年齢人口が縮小してまいります。今のところは何とか、財政も収入が見込まれておる中で何とかやれているということでございましたけれども、生産年齢人口が縮小していく中で、今後の地方財政、このかじ取りは大変厳しいものと思っております。そして、老朽化した公共施設の再生、インフラ整備、これは本当に大変だと思っております。そういった意味も込めまして、政策経営部、今後に向け大いに期待をいたしますとともに、きょうは債務負担、地方債について再質問していく関係上、経営改革についての議論もまた今後させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

では、再質問に入らせていただきますが、市長は、平成28年度予算編成方針の中で、今後の本市を取り巻く財政環境は、引き続き市税収入は堅調であり、しばらくは同様に推移することが予想される。歳出では、少子高齢化が急速に進展する状況において社会保障関係費の大幅な増加が予想され、加えて、今申し上げましたとおり、公共施設の再生整備に多額の財政需要が見込まれ、その財源として発行する市債の将来的な公債費負担など、義務的経費の増加は避けて通れない状況であるといった中で予算が確定したわけでございますけれども、今後、この市債の発行の増加が見込まれるという認識のもとでございますけれども、この本市における適正な市債の発行規模、これはどのぐらいと考えているか、お尋ねいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。適正な市債の発行規模という御質問でございます。

過去5年間の決算におけます一般会計と公共下水道事業特別会計を合わせました市債の発行額につきましては、公下特会の臨時的な借換債、これを除きますと約53億円から約73億円となっております。今年度につきましては、新庁舎の建設に係ります約34億円の市債を発行いたしますことから、当初予算におきまして約86億円を計上させていただいているところでございます。

そこで、市債の適正な発行規模と、こういう御質問でございますけれども、債務を増加させないということに重点を置くのでありますれば、当該年度の市債の元利償還額の範囲内で新規の市債の発行をすれば債務残高は増加をしないということにはなりません。しかしながら、市債につきましては、これは公共施設の老朽化への対応など待たなしの事業を実施するためには必要な財源で

あります。加えまして、世代間の負担の公平を図ると、こういう観点からも必要不可欠でございます。このようなことから、適正な市債の発行規模につきまして一概に申し上げるということは難しいところでございますけれども、今後におきましても、過去に発行いたしました市債の償還額とのバランス、さらには償還に充てるための財源の可能性等を考慮しつつ、実質公債費比率、あるいは将来負担比率における健全状態が維持ができますように、市債の発行規模の管理に努めてまいります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。私も、他市のこの発行規模という点について何市か調べてみました。発行規模を今まで決めていたということもございました。しかしながら、やはり公共施設の老朽化の対応など、今後抱えていくものが大きいという中で、今、部長も答弁されましたけれども、バランスをはかりながら、この発行規模をあえて決めないという市町村がありました。こういう中でも、常に比率ですね、ここを十分勘案しながらやっていかなくちやいけないという、そういうコメントが多数載っておりましたので、その点は私自身もわかってはおります。

今、部長も述べられました公共施設の老朽化の対応、これは長期的に使用する財産を取得するために、将来の住民にも世代間の負担の公平、こういう観点から発行することが認められているものであります。しかしながら、先ほど市長も述べましたけれども、市債の元利償還金は公債費として義務的経費になります。その額が増加するということは、経常収支比率、この悪化につながっていく。これはもう私たちも皆さんも十分承知でございます。そういった意味からも、ここの将来の財政運営に大きく支障を来さないように、さまざまな指標を活用していただきながら、財政の健全度、ここのチェックに対しまして、私たち議会も、そしてまた住民も、そして行政側でも十分管理していく必要があるんだと思っております。

また話は次の質問に行きますけれども、この28年度におきましては、その債務残高が大きく増加をされまして、この債務残高につきましては3月議会、予算委員会等でも議題にはのっておりますが、改めまして、この債務残高のピークがいつになるのか。そしてまた、そのピークにおける財源の確保についてはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。平成28年度末の債務残高につきましては、見込みとして約888億円と、このように見込んでおります。この償還についてお答えをしたいと思います。

現在の試算では、平成29年度から34年度までの6年間で70億円を超える償還となります。この間の最高額は、平成32年度の約78億円と、このように想定をしているところでございます。

一方で、平成22年度から26年度までの過去5年間の債務償還の実績を申し上げますと、最高額がこの間で約93億円、平均で89億円ございましたので、今後の債務償還に係る財源につきましては、これまでと同様の対応の中で確保が可能であるというふうと考えております。

なお、平成28年度末の債務残高につきましては、平成29年度以降の新たな発行分、あるいは償還分、これを含んでいないわけでございますけれども、この債務残高に、今後予定をしております公共施設再生計画での市債発行見込み額や、これまでの市債発行実績を勘案した新たな市債発行額、これを加えました場合におきましても、平成34年度までの償還見込み額につきましては、先ほど申し上げました過去5年の実績の範囲内というように見込んでいるところでございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。平成34年度まで同様の財源の確保は可能であるというような認識の御答弁だったかと思っております。

今言われましたように、今後の債務残高の増加要因の一つでありますのが公共施設だと思えます。公共施設の老朽化対策に対する事業費でございます。この事業費の見込みと、その財源確保の見通しについて、ちょっと何点かお尋ねさせていただきます。

初めに、この公共施設再生計画では、私たちも再生計画の資料をいただいておりますけれども、今後の債務の増加はどのように推移しているのか、お伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。公共施設再生計画におきます今後の債務増加見込みにつきましてお答えをいたします。

公共施設再生計画のシミュレーションでは、平成26年度から50年度までの25年間の総事業費を688億円というように見込んでおります。この財源といたしまして、25年間で約414億5,000万円、1年平均で約16億6,000万円の地方債の発行という部分を見込んでおります。また、この間に償還する元利償還金の総額は約306億円というように見積もっております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。それでは、この元利償還金約306億円のピークについてお尋ねしたいとともに、幾らぐらいを想定しているのか、お尋ねいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。公共施設再生計画の中で予定をしている事業という中で申し上げますと、元利償還金のピークにつきましては、今から18年後の平成46年度でございます。元利償還金は約21億円が必要になるというように見込んでございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。18年後の平成46年度に21億円を見込んでいるということですが、では、この債務の償還財源についてはどのような見通しをお持ちか、お尋ねいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。公共施設再生計画の中におきまして財源確保に関する試算を行ってございます。この試算では、まず平成24年度以前に発行いたしました公共施設整備に係ります平成24年度時点の元利償還金が年額で9億円でございますので、向こう25年間も、この9億円の額の償還は確保可能であるというふうに仮定をいたします。すなわち9億円掛ける25年ですから、約225億円は確保できるというふうに仮定をいたします。その上で、先ほどお示しをいたしました25年間の元利償還金、306億円と申し上げましたけれども、この306億円と、この225億円との差額、これが81億円でございますので、この81億円について申し上げたいと思えます。

この81億円の財源につきましては、現段階におきまして金額的には明確にまだ申し上げられるまでには至ってはおりませんが、公共施設再生計画の実行によりまして新たに発生をする未利用地を財源化した場合の収入に加えまして、公共施設等再生整備基金の活用、さらには施設の再編・複合化により見込まれます維持管理経費や運営費の削減効果を一定程度見込むということの中で対応可能であるというふうに考えているところでございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。財源確保として、簡単に申し上げますと不動産の売却益、そして、そのほかの維持管理運営費の削減効果、さまざまな部分で今お答えいただいたと思えますが、この不動産の売却益を見込んでいる部分が若干大きいかなと思っております。ただし、この未利用地の売却等が現実的に可能かどうかというのは、そのときにならないとわかりませんが、さまざまな要因により不確実性の高い財源確保ではないかと私は考えます。そのときの土地の価格等を勘案するとどうなのかなと、経済的な部分を考えるとどうなのかなということも一理言えるのかなと私は考えております。そういった観点から、そのほかにも、この税収の

増加に対する取り組み、そしてまた維持管理運営費の削減効果、こういうことも十分必要であると認識しております。後から言いました、この効果のほうが、この取り組みをすることのほうが経常的効果として財政運営上の効果が大きい。経営改革を進めることが大きいんじゃないかと思えますけれども、その見解をお伺いいたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。公共施設再生計画の中では、その財源として大きくは未利用地の有効活用、具体的には不動産の売却、あるいは貸し付けにより財源確保を見込む中で、事業の実現可能性を確保しているところでございます。その大きな理由といたしましては、公共施設再生計画は、老朽化をしました公共施設の建て替えや大規模改修を実施すると、こういう資産の更新計画でございます。資産の更新のための費用は、あくまでも資産の有効活用による財源で賄うということを優先したいと、こういう計画にしているからでございます。

一方、今、議員から御指摘がございましたように、施設の再編・再配置や複合化、多機能化によりまして光熱水費や委託料などの維持管理費、あるいは職員数の削減など、運営費の縮減につながります。その効果は後年まで継続をしていくということから、財政効果は、これは大きくなります。また、未利用地を有効活用することによって民間活動が誘発をされて新たな市民を呼び込む、あるいは企業活動が始まるということによって税収が増加をする、これも大きな効果が期待できるところでございます。

これらの財政効果額につきましては、できるだけ今後の少子高齢化に伴います医療、介護、福祉、子育て支援、さらには教育といった市民サービスの維持や充実強化のための財源として活用していきたいと、元利償還金に回す額は、できるだけそちらからは少なくしていきたいと、今はこういう考えでございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。今、さまざまな財源確保、これからのことでございますので、なかなか皆様の中には実感がわかないかと考えます。しかしながら、今から着実にしっかり見据えていかなければ、これから大きな地方債、借金を背負っていくということでございますので、こういう質問をさせていただいておりますが、そのようなことを考えますと、本市にございますけれども、将来に備えた公共施設の再整備基金、ここへの積み立てをふやすことも必要かと考えますけれども、この点についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。公共施設等再生整備基金についてのお尋ねでございますけれども、この基金は、今後の公共施設の老朽化対策の財源を確保するという目的のために、平成25年12月の定例会におきまして御承認をいただいて設置をされた基金でございます。平成27年度決算時点の基金残高は約55億8,000万円でございます。毎年の事業費の財源として取り崩している一方で、毎年1億円の積み立てをしております。しかし、今後の老朽化対策に要する事業費が増加をしていくというようなことを考慮いたしますと、現在の基金残高では十分であると言えないのが現状だというふうに思います。したがって、毎年の積立額を増額することが望ましいというふうには考えますけれども、一方では、増額をすれば、その分、当該年度のさまざまな行政サービスに充当すべき財源がそれだけ縮小するということにもつながってまいります。このような観点も考慮しながら、将来に備えるためにはどの程度の積み立てが必要かについて、さまざまな角度から検討を進めていきたいというふうに考えております。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。私もいろいろ調べてみましたら、公共施設の更新のために、バランスシートに計上されております減価償却額の約10%ぐらいを目安に毎年度一定額を積み立てる自治体が増加しているということでございました。本市にすると、昨日伺いましたら約2億円になるということになりますと、本当に社会保障費、子育て支援、さまざまなソフト面に回す部分も厳しい現状となるということでございましたが、十分またこのバランスをとりながら、しっかりこの点についても考えていただきたいと思っております。

続きましては、以前から話題になっております昨今の建設業界の環境の変化でございます。

本市が策定されました公共施設再生計画と、建設業界における環境の変化において現実との差が出ていると考えておりますけれども、現実、実際、どのような状況であるのか。また、この公共施設再生計画を見直すお考えがあるのかどうか、お伺いたします。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。平成26年度から公共施設再生計画がスタートいたしまして、本年度で3年目を迎えているところでございますけれども、公共施設再生計画に基づきます事業を実施していく中で、御指摘のようにさまざまな課題も浮かび上がってきているところでございます。

その主な内容を御説明いたしますと、1点目といたしまして、公共施設再生計画の事業費と、それから、実際に設計を行った段階での事業費に乖離が発生をするという場合がございます。これは、施設の老朽化が想定以上に進んでいたり、あるいは想定以上の改修費が必要になると、こういったことですか、それから、御指摘のありましたように昨今の労務単価のアップ、あるいは資材高騰等の影響があると、こういったことが主な原因でございます。

2点目は、既存不適格への対応という部分がございます。現在の建物を新築した時期以降、震災や火災などで建築物を起因として人命が失われると、こういった事象を受けまして、たび重なる法改正が行われており、その結果、建てかえや改修時に事業計画に合わせた法令適合の必要性が生じております。そのため、関係機関との調整や周辺住民への説明などに期間と労力、さらには追加の経費が必要となっていると、こういったことがございます。

3点目といたしまして、計画のスケジュールどおりにはなかなか事業が進捗をしないといったことがあります。

1点目、2点目で申し上げました要因によりまして事業費が増加をするとともに、一つ一つの事業の精査に想定以上の時間が必要というふうになっております。一方では、老朽化は年々進んでおりますことから、毎年の事業量はますます増加傾向にあると、こういったことから事業全体の進捗にも影響が出てきております。

このような中で、平成29年度からは前期基本計画の第2次実施計画が始まる予定でございますので、今申し上げましたような課題を踏まえつつ、公共施設再生計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に質問しますのは、以前から企画政策部に要望してきた内容でございます。今後は、先ほどもお話が出ていますが、社会全体として人口が減少していきます。そういうことにより、住民1人当たりの将来にわたる負担額が増大していくということが予想されてまいります。こういった意味で、社会資本整備を地方債で賄うということは、将来世代にも元利償還金を負ってもらう世代間の公平

の観点だということも議論してきたところでございますが、では、この将来世代にとって本当に必要な事業なのか。また、その事業は最少の経費で最大の効果を上げているものなのか。これを十分検証していくことが必要だと考えます。地方債の償還期限、またこの調達時期を工夫し、リスク軽減に努めることが不可欠でございます。これらの経営改革を進めるためには、私は、庁内における検討だけではなく第三者の視点、専門分野、有識者による議論も有意義であると考えております。この件について、改めて政策経営部に第三者組織の設置を求めたいと思っておりますけれども、どのような見解をお持ちでしょうか。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。第三者組織ということについての御質問でございます。

本市におきましては、平成8年度に市長直属の組織といたしまして行政改革本部を設置して以来、行政改革懇話会、あるいは経営改革懇話会というふうにな前は変更になりましたものの、第三者組織として大学教授、各種団体の代表、有識者及び公募委員などによる機関を設置いたしまして、行財政改革に関する推進役としての機能を発揮してまいりました。

しかし、平成24年度に経営改革を当時の企画政策課の事務分掌に組み入れた以降は、新たな第三者機関の設置はしておりません。

今年度の4月の機構改革におきまして政策経営部内の財政課の中に経営改革係という形で位置づけをして、経営改革の新たな推進体制を整えたところでございますので、こうした状況の中で第三者の御意見の聴取方法ということにつきましては、再度検討してまいりたいと思っております。

◆15番(真船和子君) はい。再度、十分に検討していただけることを要望させていただきます。

財政運営につきましては最後の質問となります。今、本市におきましては6年間の財政フレームを出されておりますけれども、このようなことも踏まえながら、長期的な財政予測を行って公表していくことが必要と考えますが、このことについてはどのような御見解をお持ちでしょうか。

◎政策経営部長(真殿弘一君) はい。長期的な財政予測につきましてお答えをいたします。

財政予測につきましては、平成26年度から31年度を計画期間とする前期基本計画の中におきまして、平成26年度予算編成時点における国・県の制度を前提として、過去の伸び率等を参考として推計をしました6年間の中期的な財政計画を策定して公表しているところでございます。

御質問の長期的な財政予測ということにつきましては、消費税増税の動向や昨今の経済状況の変化、あるいは震災からの復興事業、または東京オリンピックなどの影響によります労務単価のアップや建築資材の高騰等、なかなか先行きを見通すのが難しいところでございます。しかしながら、公共施設再生計画に基づく事業量や事業費の増加傾向、さらには本年3月末に公表しました公共施設等総合管理計画に基づきますインフラ施設に関する個別計画の作成に当たっての基礎資料というふうな形で、もう少し長期を見通した財政フレームの検討が必要であるということについては認識をしており、今後の研究課題であるというように考えております。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございました。ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、子育て支援についての再質問に移らせていただきます。

先ほど市長の御答弁にありましたように、本市では平成30年度に待機児童が解消される予定であるということでもございました。本当に私、この待機児童解消に向けては、長年担当部局と色々な対話をさせていただきながら今日まで来させていただきました。開所に向けて本当に担当部局が誠意を尽くされているということは十分承知しているところでございます。本当に感謝申し

上げる次第でございます。

しかしながら、せんだって読売新聞にも掲載されておりましたけれども、国全体、また本市におかれましても、先ほど待機児童が現在56名いるという中でございまして、なかなかこの待機児童解消に向けて厳しい状況でございます。新聞によりますと、保育所を拡充しても追いつかない、これが現状であるということでございます。政府の骨太方針におきましては、2017年度末において待機児童を解消するということが目標であるようでございますけれども、多くの自治体でこれが解消できないと予想されているところでございますが、国はこのような中、4月1日に待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策の対象自治体を示されました。その中に習志野市が該当しておりましたけれども、この国が示しますさまざまな施策への本市の取り組みと課題についてお伺いいたします。

◎こども部次長(竹田佳司君) はい。待機児童解消に向けて、国が示す緊急対策の本市の取り組み状況と課題についてということでお答えをまいります。

国は、待機児童解消を確実なものとするため、平成27年度に待機児童が50人以上いる自治体、そして保育の受け入れ拡大を150人以上計画し、積極的に取り組んでいる自治体と合わせ227の自治体を緊急対策対象自治体として選定をしたところでございます。議員御指摘のとおり、本市におきましては後段の受け入れ拡大を計画し、積極的に取り組んでいる自治体ということで選定をされているところでございます。国は、この待機児童緊急対策の5本の柱に基づきました具体的な対策を掲げ、対象自治体の取り組みを支援することとしているところでございます。

この緊急対策の5本の柱、こちらを申し上げますと、1点目といたしましては、子ども・子育て支援新制度施行後の実態把握と緊急対策の体制強化、2点目として、規制の弾力化及び人材確保、そして3点目、受け皿確保のための施設整備促進、そして4点目は既存事業の拡充及び強化、そして最後、5点目、企業主導型保育事業の積極的展開、こういうことでございます。

本市の取り組み状況といたしましては、先ほど市長が答弁させていただきましてとおおり、まず3本目の柱にございます受け皿確保のための施設整備促進に全力で取り組んでいるところでございます。次に、国が1本目の柱及び3本目の柱に記載をし、本緊急対策において強力で推進をしている保育コンシェルジュの設置促進についてでございますけれども、本市は、子育て支援全体の相談に対応可能な子育て支援コンシェルジュを平成27年度より全てのこどもセンター、きらっ子ルームに配置をしているところでございます。

さらに、2本目の柱にございます規制の弾力化、人材確保といたしまして、平成27年度より既存施設の職員配置基準及び施設の現状に応じて定員を見直し、市立保育所等において88人分の受け入れ拡大を図ったところでございます。また、保育人材の資質向上、キャリアアップのための研修の推進にも取り組み、人材の定着につなげているところでございます。

課題といたしましては、主に2点ございます。1点目といたしましては、小規模保育事業所の卒園後、いわゆる3歳児以降の幼児施設への円滑移行、そして保護者の短時間就労に対応できる施設の確保でございます。今後整備いたします保育所等での一時預かり保育の実施、さらには既存私立幼稚園での長時間預かり保育の実施について、今後各法人と連携を図り、拡大に向け取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2点目につきましては、保育士の人材確保ということになります。今年度は市立保育所、こども園、

そして私立保育園ともに4月当初より職員の確保を図ることができましたけれども、今後、保育所が増加をしまいらいますので、雇用状況等について十分注視をしまいらいたい、このように考えているところでございます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。習志野市は待機児童解消に向け積極的に取り組んでいる自治体として選定されたということで、その予算を使うことができることであります。

そこで、この待機児童解消に向けた緊急的に対応する施策の一つに子育て支援コンシェルジュ、この機能強化が挙げられておりますけれども、本市の取り組みと体制強化についてお尋ねいたします。

◎こども部次長(竹田佳司君) はい。それでは、子育て支援コンシェルジュの待機児童解消に向けた取り組みと体制の強化ということでお答えをしまいらいます。

国は、待機児童解消に向けての緊急的に対応する施策について、その対応方針の中で保育コンシェルジュの設置促進を掲げているところでございます。この保育コンシェルジュは、保育所等への入所申請前の段階からの相談支援、そして夜間・休日など時間外の相談を実施することによる機能強化、それから小規模保育事業等の卒園児の保育所、幼稚園、こども園への円滑な入所等のための利用調整の推進など、継続した相談を行い、多様なサービスにつなげる役割を担うこととされているところでございます。

本市における子育て支援コンシェルジュは、子育て全般にわたって御相談に応じているところでございますけれども、主な相談内容の現状を申し上げますと、保育所や幼稚園、こども園への入所・入園に関する相談というものが全体の約3割を占めているところでございます。本市の子育て支援コンシェルジュは、個々の御家庭の状況等を丁寧に伺いながら情報提供を行うとともに、必要に応じてこども保育課につなげ、よりよい選択ができるよう努めております。

今後は、こども保育課におけます保育所等への入所に関する御相談内容も深刻になっておりますので、国が求める保育コンシェルジュとしての機能、そして体制強化についても検討してまいりたいと考えております。しかしながら、受け入れ施設の不足ということにつきましては否めないということがございますので、まずは施設整備を優先的に取り組んでまいりたい、このように考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) ありがとうございます。子育て支援コンシェルジュについてお伺いしましたけれども、1点要望させていただきたいと思っております。

この保育課の窓口における、今お話がございましたように、この相談内容も深刻になってきているということでございました。ここは本当に大変な課であると私自身も認識しております。そういった意味からも、この保育課の窓口には専門家であるスーパーコンシェルジュ、この方を配置することが望ましいと私は考えますので、ぜひ配置をしていただきたいと思いますことを要望するとともに、また、この保育課全体の業務、この内容、これも十分精査した中で検討していただきたいと思いますことを要望させていただきます。

次でございましてけれども、実は新聞報道によりますと、千葉市・市原市・四街道市との間で待機児童解消策と女性が働きやすい環境整備を目標に掲げまして、子育て環境の充実を目指して、2018年、JR千葉駅新駅舎に隣接する駅ビル内に、3市の住所であれば預託可能な保育所の開園を目指しているということでございました。今後は、このような取り組みを検討していくことも必要

だと考えておりますけれども、習志野市の管外保育の現状と他市との連携協定の取り組みについて見解をお伺いいたします。

◎**こども部次長(竹田佳司君)** はい。それでは、管外保育の現状と他市との連携協定等の取り組みにつきましてお答えをいたします。

管外保育の現場といたしましては、直近の平成28年5月1日現在、44人のお子様を他市の認可保育所でお預かりをいただいております。昨年1年間の実績といたしましては、利用人数82名でございます。これは奏の杜の開発に伴う転入による要因があったと考えるところでございますけれども、市全体の保育需要が増大する中で、市境にお住まいの方や、勤務状況により勤務地近くでなくては預けられないなど、管外の保育所等を希望される方も増加をしているところでございます。こうした状況の中で、近隣市との保育の連携協定、こちらも結ぶ手法について早急に検討してまいりたい、このように考えております。

◆**15番(真船和子君)** はい。ありがとうございます。今、早急に検討していただくという御答弁をいただきましたので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

実は、現在、他市の認可外を利用している保護者様より御相談をいただいております。市内の認可保育所にお子さんを預けることができない場合、駅近くの認可外を利用したいというふうにも考えても、利用する駅が実は、例として言いますと、私の隣接する駅は八千代台駅です。これは八千代市になります。そしてまた、JR津田沼駅北口、こちらは船橋市になります。こういうふうに隣接している市が多市にまたがるというような部分が習志野市の特徴でございますけれども、他市の認可外を利用したいと考えても、その保育料の助成がございません。全額保護者負担となります。子育て支援新制度に基づく中では不平等感が出ているかなと私は考えますが、この待機児童解消策として、他市の認可外施設に通う方々にも保育料の助成をすることを提案させていただきますが、当局の見解をお伺いいたします。

◎**こども部次長(竹田佳司君)** はい。他市の認可外保育施設を利用されている方への保育料の助成についてお答えをいたします。

本市が助成対象としております認可外保育施設は、まず各施設から申請を受けた後、本市の基準に照らし、立ち入り調査等で安全・安心を確認した上で認定をした市内の認可外保育施設ということでございます。認定のための基準といたしましては、千葉県の認可外保育施設指導監督基準、こちらに準じておりまして、さらに本市独自の基準として保育室の面積基準を乳幼児1人当たり2.5平方メートル、これは県で定めた1.65平方メートルより厳しいものとしているところでございます。よって、本市の求める保育の質を確保する意味で基準を満たした施設を助成対象としているところでございます。

これまで市外の認可外保育施設におきましては、本市の立ち入り調査権限が及ばないというようなことから、議員御指摘のとおり対象外としているところでございますけれども、認可保育所を利用できないために、やむを得ず市外の認可外保育施設を御利用される方もいらっしゃるということは十分承知しているところでございますので、施設の安全・安心、さらには保育の質の担保というものを再優先に、本制度の見直しについて前向きに検討してまいりたいと考えております。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。大変にありがとうございます。ぜひ前向きに考えていただけるということで、大変にありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

また、この助成制度の見直しの点について、もう一点御要望させていただきたいと思います。

実は、新制度におきまして育児休業取得中の継続保育が認定されております。当然お子さんを保育所に預けることができます。しかし、認可外保育では、この保育料の助成が育休取得中は打ち切られてしまう。全額保護者負担であります。ここの部分は、習志野市内の認可保育所に入れないお子さんが認可外保育に入られております。認可保育所のお子様は、育児休業取得中でもそのまま継続保育が認定されておりますので、保育所に行くことができます。認可外保育にも通えるんですけども、この毎月の4万円の助成が打ち切られてしまうんです。認可外保育を利用しているお子様に関しましては、この助成額が打ち切られてしまう。こども見直しする必要が私はあると考えております。

大規模マンションの近くにある認可外保育に預けている、あるお母様からは、これでは2人目、3人目を出産するにも考えてしまうというようなことも聞いております。この点も踏まえて助成制度の徹底した見直しを行っていくよう、この点につきましては強く要望させていただきたいと思っております。

最後に、実は先日読みました本にこのような一文が載っております。赤ちゃんポストを設置した熊本の慈恵病院では、スタッフの人たちが一致団結をして、小さくて弱い命を守るためにあらゆる手を尽くされて奮闘している。でも、本当に子どもの命を守るということは、大人の責任であるということも私も議場で何回も訴えてまいりました。そういった意味では、今、家庭崩壊が続くさまざまな母子に対する負担が強い、こういった中で、社会全体でこの小さな命を守り育て、これが大切な原点であろうと私は考えております。そういった意味からも、この習志野市の子育て支援、この環境整備にさらなるお力をつぎ込んでいただきたい、そのような思いで、市長に最後に御見解をお伺いしたいと思います。

◎市長(宮本泰介君) はい。きょうは、真船議員から財政の話、そして子ども・子育ての話ということで頂戴いたしました。

やはり一番望ましい子育て環境の整備についての大切なことというのは、子どもの貧困対策だというふうに思っております。子どもというのは習志野市の希望でありまして、未来をつくる力、これは習志野市のみならず、これは千葉県も国も同じ考え方であります。この未来永劫光り輝き続ける習志野市ということにつきましては、子どもたちが健やかでないと、これは達成でき得ない課題でありまして、ここに対してしっかりと措置をするというのは、これは大切な社会投資であるというふうに認識しております。

そういった中で、先ほども言いましたように子どもの貧困というテーマが、最近いろいろところで言われているわけでありましてけれども、私の思いとして、最低限、やはり衣食住が整い、そして家庭としての営みを普通に繰り返すことのできる経済力の確保、これをしっかりと担保しなければいけないというふうに思っております。その大きな施策の一つということで、待機児童対策ということだというふうに捉えております。それには、つまりは保護者が就労できる環境というものをしっかりと整えるということにもなるわけでございます。

私ども習志野市は、従前から他市に誇れる多種多様な事業を展開してきております。これをしっ

かりと守ること、続けることが大切であります。一方で、議員からも御指摘がありましたように、財政負担が非常に伴うわけでもございます。財政のお話をいただきましたけれども、この財政の負担というのは、要するに納税者の負担ということでありますので、この財政負担が大きくなればなるほど、納税者である市民の皆さんの生活も苦しくなってくるということでもありますから、このところは行政だけでなく、まさにみんなで考えなければならない課題だというふうに思っております。

今、盛んに総活躍社会という言葉が出てきておりますけれども、この総活躍社会は、一方では将来に対して総活躍しなければならない社会だということも言えるというふうに私は思っております、民主主義という形態をとっている我が国は、自己実現というのは、同時に行政サービスもしっかりと育てていくということだというふうに思います。ですので、総活躍社会が自己実現にとどまらず、自己実現されることによって、そこからもたらされる納税等で行政サービスがしっかりと充実すると、こういったことで捉えていきたいなというふうに思っております。

そういう中では、財政負担を伴わない、いわゆる御家族での子育ての支援、あるいは御家族、親族での子ども・子育て支援、そしてあるいは教育支援、こういったこと、これについては、市の制度としては親元近居というようなことで制度をやっているところでもございますけれども、いずれにいたしましても、そういったことをイメージしつつ、みんなで子どもを育てていこうということで私は考えているところでございます。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。ぜひよろしく願い申し上げます。

続きまして、健康福祉について再質問をさせていただきます。

これも子育てと関連してくる部分でございますが、母子保健活動事業でございます。先ほど市長の御答弁の中で、今年度、産後ケア事業を実施していくという、平成29年1月をめどに産後ケア事業を実施していくという御答弁をいただいておりますけれども、この事業について、その中で先行事例、また他市の状況を参考にすることとございました。本市では、この産後ケア事業を具体的にどのように実施をされていかれるのか、その進捗状況についてお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。御質問の産後ケア事業についてお答え申し上げます。

国は、近年の少子化、核家族化、女性の社会進出等に伴いまして、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりの一層の推進、これを図るため、平成27年4月に母子保健医療対策総合支援事業要綱、これを一部改正いたしました。この中で母子保健医療対策の充実・強化、それから次世代育成支援対策の推進等に必要な総合的な対策を実施することとしております。

御質問の産後ケア事業につきましては、この平成27年4月に改正をされました実施要綱の中で、退院後、出産を終えて退院をされた母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、いわゆる産後鬱であるとか育児ノイローゼであるとか、そういった状態に陥ることのないように安心して子育てができる支援体制を確保しようとするものでございます。

本市におきましては、現在の想定しております事業内容でございますが、市内及び近隣市の産科、それから助産院、こちらに委託をして実施する宿泊型の事業とする予定でございます。対象者につきましては、出産後、育児不安が強く、かつ御家族等による支援が得られない、こういった親子、母子を想定しております。

支援の内容でございますが、助産師による母親の心身のケア、それから乳児の健康状態の観察の方法、育児方法の習得への支援、これらを予定しているところでございます。

次に、先行事例について申し上げます。

県内では既に我孫子市・浦安市・君津市などが実施をしております。各市とも、本市同様に医療機関や助産所などに委託をし、助産師等によるケアを提供しており、対象者は家族などから支援を受けられない方、心身の不調や育児不安が大きい方ではありますが、中には、特にケアの必要性が高い第1子を追加の要件としている自治体もございます。これら先行事例の状況を参考にしながら、本市におきましては、平成29年1月の開始に向け委託を予定しております医療機関等との調整を踏まえ、今後も調整を進めていくところでございます。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

続きまして、同じく健康福祉でございますが、総合福祉センターの再整備事業基本構想について再質問を2点ほどさせていただきたいと思っております。

この基本構想の中に、障がい者の方々のグループホーム、このショートステイを整備していただけるということを明記していただきました。これは昨年の6月議会で提案をさせていただき、また関係者より陳情も出されたところでございます。整備していけるというようなことになったことは大変感謝申し上げます。次第でございます。

このグループホーム、ショートステイの整備に係る今後のスケジュールについてお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。このたび基本構想でも定めました、総合福祉センター内におけますグループホーム事業の進捗でございますが、これらにつきまして、今後具体的な整備内容を詰めていく作業に入っております。この際には、障がいのある方、当事者の皆様、それから現にグループホームを運営している事業者、こういったところの御意見も十分に聞きながら、それから事業そのものの指定は、これは千葉県がすることになっておりますので、指定者であります千葉県とも調整をした上で、本市としましてはプロポーザル方式による事業者募集を予定しておりますことから、この募集要綱を策定してまいります。

実際の募集でございますが、現在の予定では本年12月に応募を行い、そして年度内に事業者を決定すると、このような運びで考えております。

次に、施設整備の補助でございますが、この福祉施設関連の補助につきましては、毎年6月ごろに県を通しまして、整備予定がある事業者に、その補助を申し出る意向があるかどうかというような調査がされることになっております。

本市が先ほど申しましたプロポーザル等で選定した事業者につきましては、本市を通して補助金の申請の意向を提出していただき、県との協議がこの時点で開始されることとなります。補助の採択に際しましては、整備予定地である自治体として、習志野市としても施設の必要性等を意見書として付していく、このような手続になっております。実際には、この要望を出した翌年に補助の内示が受けられます。これはおおむね夏ごろになる予定ですので、この内示の段階で事業者としましては本格的な整備に入っていく、このような予定で事業のほうは進めることとなります。以上です。

◆15番(真船和子君) はい。ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

では、最後の再質問になりますけれども、今、障がい者整備の中で身近な相談体制整備の推進が進められているところでございます。そして、この計画相談支援の対象が、原則といたしまして

障害福祉サービスを申請した障がい者の方々へと大幅に拡大されております。この地域における相談支援体制の機関としての基幹相談センターの設置について、本市の取り組み状況をお伺いいたします。

◎健康福祉部長(遠山慎治君) はい。御質問の基幹相談支援センターでございます。法律上、幾つかの機能が定められているところですが、基幹という言葉が示しますとおり、市内各地にあります相談支援事業所の連携・協力体制、こういったものを中心的に担う施設というふうに認識しております。この障がい福祉計画におきましては、基幹相談センターをしっかりと位置づけているところでございます。

現在、習志野市障がい者地域共生協議会、これは当事者、あるいは障がい者福祉サービス事業者等で構成される機関でございますが、この中にプロジェクトが設置され、この基幹相談センターの設置に向けて検討しているところです。このようなところの御意見も十分聞きながら、しっかりと検討を進めてまいります。以上です。